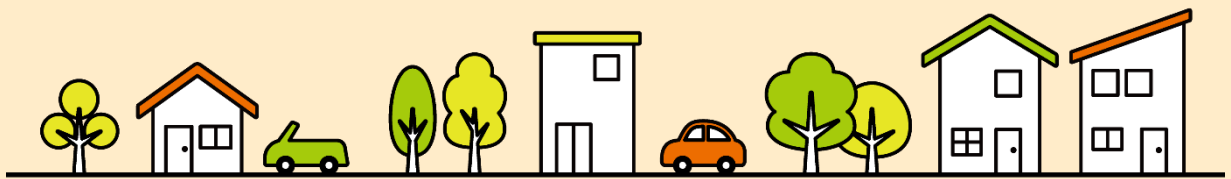


第 5 章

子ども・子育て支援事業計画



基本施策6 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

1. 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度[※]は、子ども・子育て関連3法[※]（子ども・子育て支援法／認定こども園法の一部改正／子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。子育て家庭等の現在の利用状況と利用希望を踏まえて「量の見込み」を設定し、就学前児童が利用する認定こども園、幼稚園及び保育所（園）の施設並びに小規模保育事業などの地域型保育事業の状況を明らかにするものです。

（1）事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付[※]

- 保育所（園） ○認定こども園
- 幼稚園

地域型保育給付

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（保育者の居宅等において保育を行う。）
- 居宅訪問型保育
（こどもの居宅等において保育を行う。）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う。）

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育）
- ⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業
（病児・緊急対応強化事業）
- ⑪放課後児童健全育成事業
（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力開発事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰産後ケア事業
- ⑱妊婦等包括相談支援事業
- ⑲乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）

(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、市全域を1区域とします。

(3) 教育・保育の認定について

「保育所（園）」、「認定こども園」、「幼稚園」、「地域型保育事業」の教育・保育を利用することもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

〈教育・保育の認定区分〉

認定区分	利用時間	施設・事業
1号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、 2号認定以外のこども	教育標準時間	認定こども園 幼稚園
2号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、 保護者の労働や疾病等により、家庭において必要 な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園
3号認定こども 満3歳未満のこどもであって、保護者の労働や 疾病等により、家庭において必要な保育を受ける ことが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

※1号認定の教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

※夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定（2号認定を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、教育標準時間認定（1号認定）を受けて幼稚園を利用することが可能です。

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る労働時間の下限を1か月あたり64時間としています。

- 教育標準時間：1日4時間の幼児教育
- 保育標準時間：1日最大11時間の保育（主にフルタイムの労働を想定）
- 保育短時間：1日最大8時間の保育（主にパートタイムの労働を想定）

2. 教育・保育事業の量の見込み

(1) 教育・保育の給付（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

■量の見込みの算出根拠

① 1号認定（3～5歳児）

◆令和6年5月1日現在の認定こども園・幼稚園の入園児童数は226人で、定員400人に対する充足率は56.5%となっています。

◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

② 2号認定（3～5歳児）

◆令和6年4月1日現在の保育所（園）・認定こども園の入園児童数は1,114人で、定員1,388人に対する充足率は80.3%となっています。

◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

◆2号認定のうち「3～5歳教育」とは、幼稚園と預かり保育を併用して利用している人数となっています。

③ 3号認定（0歳児）

◆令和6年4月1日現在の保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設の入園児童数は63人で、定員201人に対する充足率は31.3%となっています。

◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

◆共働き世帯の増加による保育ニーズの拡大等の動向に注視し、事業量の確保に努めます。

④ 3号認定（1・2歳児）

◆令和6年4月1日現在の保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設の入園児童数は614人で、定員711人に対する充足率は86.4%となっています。

◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

◆共働き世帯の増加による保育ニーズの拡大等の動向に注視し、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		420	32	1,078	189	243	318	362	32	1,034	187	248	332
②確保の内容	特定教育・保育施設	400	38	1,350	189	287	376	400	38	1,350	189	287	376
	確認を受けない幼稚園	521	—	—	—	—	—	521	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	12	24	24	—	—	—	12	24	24
	幼稚園及び預かり保育	74	—	—	—	—	—	74	—	—	—	—	—
	②合 計	995	38	1,350	201	311	400	995	38	1,350	201	311	400
②－①		575	6	272	12	68	82	633	6	316	14	63	68
		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		317	32	1,011	186	245	338	278	32	987	184	243	335
②確保の内容	特定教育・保育施設	400	38	1,350	189	287	376	400	38	1,350	189	287	376
	確認を受けない幼稚園	521	—	—	—	—	—	521	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	12	24	24	—	—	—	12	24	24
	幼稚園及び預かり保育	74	—	—	—	—	—	74	—	—	—	—	—
	②合 計	995	38	1,350	201	311	400	995	38	1,350	201	311	400
②－①		678	6	339	15	66	62	717	6	363	17	68	65
		令和11年度											
		1号	2号		3号								
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育						
①量の見込み (必要利用定員総数)		261	32	1,033	183	242	332						
②確保の内容	特定教育・保育施設	400	38	1,350	189	287	376						
	確認を受けない幼稚園	521	—	—	—	—	—						
	地域型保育事業	—	—	—	12	24	24						
	幼稚園及び預かり保育	74	—	—	—	—	—						
	②合 計	995	38	1,350	201	311	400						
②－①		734	6	317	18	69	68						

(2) 教育・保育の確保方策のまとめ

教育・保育の確保方策としては、幼稚園から認定こども園への移行、地域型保育事業の整備、認可保育所（園）の定員増などにより教育・保育の提供を確保します。

〈確保方策として定める特定教育・保育施設等の数〉

(単位：か所)

施設の種類		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
特定教育・保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0
	保育所（園）	10	10	10	10	10
	認定こども園（幼保連携型）	8	8	8	8	8
	認定こども園（幼稚園型）	0	0	0	0	0
	認定こども園（保育所（園）型）	0	0	0	0	0
	認定こども園（地方裁量型）	0	0	0	0	0
	保育所（園）分園	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園		4	4	4	4	4
特定地域型保育	小規模保育	3	3	3	3	3
	家庭的保育	1	1	1	1	1
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設（※）		0	0	0	0	0

※ただし、県や市町が運営費支援等を行っている施設に限る。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【地域子育て相談機関】

身近な場所で気軽に相談できる子育て相談機関を増やすことにより、妊産婦、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やし、保護者等が子育て支援を円滑に利用できることを目的としています。

【こども家庭センター】

母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に行う施設で、妊産婦や子育て世帯、こどもに対して切れ目のない支援を行うことを目的としています。

真岡市では、令和6年4月1日に設置し体制を整備しました。

■今後の方向性

- ◆保育所等の子育て支援機関の施設や場所において、すべての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関を増やすことを検討します。
- ◆気軽に相談できる場として、ホームページや広報紙等を活用し、広く市民に周知します。

■量の見込み

【地域子育て相談機関】

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2

【こども家庭センター】

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆本市では、2か所の施設で実施しており、令和5年度の実績は21,551人日（0～5歳・保護者）となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆子育てを取り巻く環境の変化等に伴い、子育てに不安を抱える保護者も増加していることから、関係機関と連携を図りながら安心して子育てできる体制整備に努めます。
- ◆第一・第二子育て支援センターが複合交流拠点施設「monaca」の子育て支援センターへ令和6年度に移転し、新たな子育て支援拠点として、こどもも保護者も安心して楽しめる居場所の提供をします。
- ◆立地適正化計画によるまちづくりとして、真岡駅子ども広場が都市機能誘導区域に指定されており、都市機能としての役割を担う施設として運営していきます。

■量の見込みと確保方策

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）	26,098	26,098	26,098	26,098	26,098
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

※地域子育て支援拠点事業の量の見込みは、国では0-2歳児の延べ利用人数としているが、本市では0-5歳児及び保護者を含めた量の見込みを設定している。

「単位について」

- ・人日：年間延べ利用者数
- ・人回：年間延べ利用回数

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、単位を人日と表記しているが、県との整合を図るため一月あたりの延べ利用者数を掲載している。

③妊婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び出産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆妊産婦健康診査の年間延べ受診回数は、令和2年度 6,279 人回、令和3年度 6,415 人回、令和4年度 5,271 人回、令和5年度 5,237 人回となっています。
- ◆妊娠届出数は、令和2年度 509 人、令和3年度 489 人、令和4年度 469 人、令和5年度 421 人となっています。令和5年度の1人あたりの受診回数は 12.4 回となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆母子の健康保持のため、医療機関との調整を図り、事業量の確保に努めます。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
妊婦健康診査 量の見込み（人回）	4,952	4,952	4,952	4,952	4,952

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握とともに、子育ての孤立を防ぐため様々な不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆乳児家庭全戸訪問事業の実績は、令和2年度 473 人、令和3年度 508 人、令和4年度 421 人、令和5年度 425 人と、減少傾向で推移しています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、出生時全員が事業対象であることから、0歳児の推計人口とします。
- ◆新生児・乳児がいるすべての家庭を対象にした訪問体制を確保します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	439	434	431	428	426

⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど養育支援が特に必要な家庭を対象に、その居宅を訪問し、養育に関する助言や相談支援を行う事業です。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携の強化等を行い、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。

■量の見込みの算出根拠

- ◆養育支援訪問事業の訪問実績（延べ件数）は、令和2年度 269 件、令和3年度 271 件、令和4年度 253 件、令和5年度 228 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆養育支援が特に必要である家庭等に対し、支援を行う体制を確保します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）	255	255	255	255	255

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
- ・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

■量の見込みの算出根拠

- ◆子育て短期支援事業の実績は、令和5年度 25 人日となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆提供体制として、5施設との連携を図り、養育支援が必要である家庭等に対して支援を行う体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		35	35	35	35	35
確保方策	（人日）	35	35	35	35	35
	（か所）	5	5	5	5	5

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆令和5年4月1日現在の会員数の内訳は、依頼会員が 283 人、提供会員が 33 人、両方会員が 5 人で、活動件数は 78 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆多様なニーズに対応するため、提供会員の確保に努め、活動件数の増加を図ります。

■量の見込みと確保方策

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		220	240	260	280	300
確保方策（人日）		220	240	260	280	300

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

ア 認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

- ◆一時預かり（幼稚園型）の1号による利用実績は、令和2年度2,630人日、令和3年度2,357人日、令和4年度2,183人日、令和5年度1,393人日となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

イ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

- ◆令和5年度の実績は、一時預かり事業（幼稚園型を除く）が215人日、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）が19人日となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆一時預かりに対するニーズは高いことから、現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

【ア 認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）】

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (人日)	1号による利用	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
	2号による利用	—	—	—	—	—
確保方策	(人日)	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
	(か所)	8	8	8	8	8

【イ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）】

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		317	317	317	317	317
確保方策 （人日）	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	245	245	245	245	245
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	72	72	72	72	72
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	—	—	—	—	—
確保方策 （か所）	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	5	5	5	5	5
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	—	—	—	—	—

⑨時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育所（園）、認定こども園等において保育を実施する事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆令和5年度の実績値は、年間実利用者数は442人となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）		420	420	420	420	420
確保方策	（人）	420	420	420	420	420
	（か所）	12	12	12	12	12

⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、保育士や看護師等が一時的に保育等をする事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆本事業は、平成 30 年度まで広域連携した病児対応型施設と病後児対応型施設の計 2 か所で実施しており、平成 30 年度の実績は 70 人日となっています。平成 31 年 4 月より病児対応型施設が市内に開設したことにより、広域連携を終了し、現在は 2 施設となっています。
- ◆新たに開設した病児対応型施設の実績を基に、ニーズが高い事業であることから、一定期間は増加傾向、その後は一定量の見込みを設定します。
- ◆仕事と子育ての両立支援の一環として、事業の維持・確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (人日)	病児保育事業	1,940	1,940	1,940	1,940	1,940
	病後児保育事業	50	50	50	50	50
確保方策 (人日)	病児保育事業	1,940	1,940	1,940	1,940	1,940
	病後児保育事業	50	50	50	50	50
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	—	—	—	—
確保方策 (か所)	病児対応型	1	1	1	1	1
	病後児対応型	1	1	1	1	1

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆令和6年5月1日現在の放課後児童クラブは32支援の単位(クラス)となっています。
- ◆放課後児童クラブの利用児童数は、令和2年度799人(低学年673人／高学年126人)、令和3年度874人(低学年720人／高学年154人)、令和4年度868人(低学年693人／高学年175人)、令和5年度948人(低学年779人／高学年169人)となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆女性就業率の上昇等により、放課後児童クラブに対するニーズは高いことから、事業の維持・確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (人)	低学年 (1-3 年生)	759	750	744	741	727
	高学年 (4-6 年生)	178	175	166	159	148
	合 計	937	925	910	900	875
確保方策	(人)	1,132	1,132	1,132	1,132	1,132
	支援の単位 (クラス)	32	32	32	32	32

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者の所得状況及びその他の事情を勘案して、国が定める基準に従い、特定教育・保育施設等に対して当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

■今後の方向性

◆国の基準に準じて助成を実施します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力開発事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■今後の方向性

◆今後の動向に応じて検討します。

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、ヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

◆実態等を考慮し、量の見込みを設定します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）	19	53	51	49	48

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

■量の見込みの算出根拠

◆実態等を考慮し、量の見込みを設定します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	15	15	15	15	15

⑩親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

■量の見込みの算出根拠

◆実態等を考慮し、量の見込みを設定します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	10	10	10	10	10

⑪産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

■量の見込みの算出根拠

◆産後ケア事業の実績は、令和2年度2件、令和3年度5件、令和4年度22件、令和5年度38件と、増加傾向で推移しています。

◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

◆出産後1年以内の母子すべてを対象にした事業体制を確保します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）	60	60	60	60	60

⑱妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆妊娠届出数は、令和2年度 509 人、令和3年度 489 人、令和4年度 469 人、令和5年度 421 人となっています。
- ◆面談回数等を考慮し、量の見込みを設定します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人回）	1,107	1,035	969	906	846

⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労を問わず、保育所等に入園していない0歳6か月から満3歳未満を対象として、月一定時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる制度で、令和8年度より開始となります。

■量の見込みの算出根拠

- ◆こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業を踏まえ、対象年齢は0歳6か月から満3歳未満の未就園児と仮定した推計人数、月一定時間は 10 時間と仮定して設定します。

■量の見込みと確保方策

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	量の見込み（人日）	—	8	7	7	6
	確保方策（人日）	—	8	7	7	6
1 歳児	量の見込み（人日）	—	6	6	5	4
	確保方策（人日）	—	6	6	5	4
2 歳児	量の見込み（人日）	—	8	7	6	5
	確保方策（人日）	—	8	7	6	5

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制

(1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

①認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保育所（園）及び幼稚園の機能をあわせもち、保護者の就労状況に関わらず、子どもを受け入れられる施設です。

本市においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、地域のこどもを幼稚園、保育所（園）に区別せず、ともに育てていくという幼保一元化を推進します。

②幼稚園教諭と保育士等との合同研修に対する支援

保育所（園）、認定こども園、幼稚園は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修や人事交流等を推進し、互いの理解を深めるとともに人材育成に努めるものとします。

本市では、研修に必要な助言等の支援を行います。

③教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

ア 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、教育・保育施設間の連携事業の実施や連絡調整など、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たしています。特に配慮が必要なこどもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

イ 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

ウ すべての家庭への子育て支援の充実

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業などの充実を図ります。さらに、教育・保育施設や子育て支援に関する情報提供を行い、子育て支援の充実に努めます。

④教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携の推進方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とするこどもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、合同保育・園庭開放などのほか、発達に遅れの可能性があるこどもの早期発見やその家族に対する相談についても、教育・保育施設との連携が必要となってきます。

⑤保育所（園）、認定こども園、幼稚園と小学校等との連携の推進方策

ア 保育所（園）、認定こども園、幼稚園から小学校への円滑な接続

幼児期の学校教育は、こどもたちの「生きる力」の基礎や学校教育の基盤を培う重要な時期です。

保育所（園）、認定こども園、幼稚園は、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な移行に努めます。

イ 放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な児童たちは、小学校就学後に留守家庭児童となることも多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

多くの保育所（園）、認定こども園、幼稚園が、教育・保育施設と併せて放課後児童クラブを設置していることから、日ごろより小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めます。

